

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

こころの健康の保持・増進のための職場、地域、学校等における相談体制を充実させるとともに、必要な支援につなげていきます。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進	82
	◇ メンタルヘルス講演会の開催	82
	◇ 職場のハラスメント対策等	82
	② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進	83
	◇ 職域研修会の実施【再掲】	83
	③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実	84
	◇ 働く人のメンタルヘルス相談の実施	84
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備	① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化	85
	◇ こころの電話相談	86
	◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	86
	◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」	86
	◇ 特定相談（依存症電話相談、自死遺族電話相談、ピア電話相談）	86
	◇ アルコール健康障害対策の推進	87
	◇ 薬物乱用防止の推進	87
	◇ 職域研修会の実施【再掲】	87
	◇ 新型コロナウイルス感染症の患者や、コロナに対応している医療、福祉従事者のストレス等への対応	87
	② 高齢者に対する相談支援体制	88
	◇ 「かながわ認知症コールセンター」の運営	88
	◇ 老人クラブによる友愛訪問	88
	③ 性的マイノリティに対する相談支援体制	89
	◇ 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】	90
	◇ 性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業【再掲】	90
	◇ かながわSOGI 派遣相談【再掲】	90
	◇ 男性及びLGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」）	90

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

中柱	小柱・施策	ページ
(2) 地域における こころの健康 づくり推進体 制の整備	④ 生活困窮者に対する相談支援体制	91
	◇ 生活困窮者自立促進支援事業	91
	◇ ワンストップ支援推進事業	91
	◇ 求職者に対する生活支援相談	92
	⑤ 子ども・若者に対する相談支援体制（ひきこもり支援）	93
	◇ かながわ子ども・若者総合相談事業	93
	◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業 ◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	93 94
⑥ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進	95	
◇ ふれあい心の友訪問援助事業	95	
(3) 学校における こころの健康 づくり推進体 制の整備	① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化	96
	◇ 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	96
	◇ 県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置	97
	◇ 県立高等学校へのスクールメンター配置	97
	◇ 県立学校への自殺予防の啓発	97
	◇ 公立中学校へのスクールカウンセラー配置	97
	◇ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	97
	◇ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置	97
	② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化	98
	◇ 地域連携による高校生のこころサポート事業	98
	③ 児童・生徒の自殺防止のため教職員の資質向上を図る研修の実施	99
	◇ 県内公立学校への自殺予防の啓発【再掲】 ◇ 県内私立学校への自殺予防の啓発【再掲】	99 99
④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備	100	
◇ 障がいを理由とする差別に関する相談の受付 ◇ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知	100 100	
(4) 大規模災害時 の被災者のこ ころのケアの 推進	① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備	101
	◇ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備事業	101

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進

【現状】

- ・ 近年、長時間労働や職場でのハラスメント等により心身の疲労やストレスを感じる労働者が増加し、これを原因とした過労死や過労自殺等が社会問題となるなど、職場におけるメンタルヘルス対策が大きな課題となっています。
- ・ 令和3年度、業務による心理的な負荷がかかったことで精神障害を発病した労災申請の請求件数は171件でした。

【課題】

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するためには、労働者自身の努力だけでなく、事業主に対して、法定のストレスチェックの実施やハラスメントの防止等の職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を普及啓発することが必要です。

【施策】

◇ メンタルヘルス講演会の開催

事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。

◇ 職場のハラスメント対策等

職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進

【現状】

- ・ 県内の自殺者は、年代別では、勤労世代が多い傾向にあることから、平成18年度から労働基準監督署単位で事業所のメンタルヘルスを担当する職員を対象として、研修会を開催しています。
- ・ 本県の自殺者数は、本計画策定当初から勤労世代が多い傾向があり、令和3年自殺統計では、50歳代が245人と最も多く、40歳代199人、30歳代186人でした。

【課題】

- ・ 事業所の中間管理職や監督者等が、従業員のメンタルヘルスについて理解を深める取組みが必要です。

【施策】

◇ 職域研修会の実施【再掲】

保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にして開催する研修会を実施します。

③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実

【現状】

- ・ 近年、業務における心身の疲労やストレスにより精神障害を発症したとする労災請求件数が増加傾向にあるなど、仕事や職場でのストレスを抱える労働者が増加していると考えられます。
- ・ 令和3年度、業務による心理的な負荷がかかったことで精神障害を発病した労災申請の請求件数は171件でした。

【課題】

- ・ 仕事や職場でのストレスを抱える労働者や、その家族、職場の上司・同僚が気軽に相談できる機会を提供することにより、労働者を支援することが必要です。

【施策】

◇ 働く人のメンタルヘルス相談の実施

かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。

(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化

【現状】

- ・ 孤立を防ぎ、自殺の予防を図ることを目的に、県民を対象に、広くこころの健康に関する「こころの電話相談」を実施しており、平成23年11月からはフリーダイヤルで対応し、令和4年8月からは回線数と相談時間を拡充しています。
- ・ その他の電話相談として、「依存症電話相談」、「自死遺族電話相談」、精神障がいのある当事者が相談員となる「ピア電話相談」を専用回線で実施しています。
- ・ 電話相談に抵抗を感じる若年層が気軽に相談できる環境を整備するため、令和2年から「いのちのほっとライン@かながわ」を開設しています。
- ・ 地域では、保健福祉事務所・センターにおいて、福祉職や保健師が電話、面接や必要に応じた訪問等による随時の相談を行っています。また、こころの病気かどうかを医師、保健師、福祉職等の相談員に相談する、精神保健福祉相談を実施しています。
- ・ 「こころの電話相談」や保健福祉事務所・センターにおける相談は多岐にわたるものであり、アルコールや薬物など依存症の相談も含まれています。
- ・ アルコール関連問題に対する県民の理解を深めるため、講演会の実施やリーフレットの作成及び配布を実施しています。また、支援者を対象とした研修や酒害相談員の研修を実施し、人材育成に取り組んでいます。
- ・ 地域の保健と産業保健の連携については、平成18年度から、各地域において、労働基準監督署等と、事業所の人事管理担当者や健康管理センター等の担当者等、事業所のメンタルヘルスに関わる職員を対象として、職域におけるメンタルヘルス研修会を実施しています。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、患者や医療従事者の心の悩みに対する相談を実施しています。

【課題】

- ・ 「こころの電話相談」は、孤立を防ぎ、自殺の予防を図ることを目的に、広くこころの健康に関する電話相談を実施していますが、一人でも多くの人が利用できるよう継続して取り組む必要があります。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

- ・ 地域におけるこころの相談機能の充実を図るために、保健福祉事務所・センターでは、こころの健康相談等、電話や来所による相談支援や訪問支援等について、さらに取り組むことが必要です。
- ・ SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整えるとともに、相談の質や対応率を向上させる必要があります。
- ・ アルコールや薬物などの依存症に対しては、地域における支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築することが必要です。
- ・ 精神保健と産業保健の連携については、地域において研修等を通じて連携を図ることが必要です。
- ・ 新型コロナウイルスの患者や、依然緊張感をもって業務に従事している医療、福祉従事者のストレスや心の悩みに対応することが必要です。

【施策】

◇ こころの電話相談

県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。

◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。

◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」

若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。

◇ 特定相談（依存症電話相談、自死遺族電話相談、ピア電話相談）

アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

◇ アルコール健康障害対策の推進

アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談や面接相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言をすることにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組みます。

◇ 薬物乱用防止の推進

関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。

◇ 職域研修会の実施【再掲】

保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にして開催する研修会を実施します。

◇ 新型コロナウイルス感染症の患者や、コロナに対応している医療、福祉従事者のストレス等への対応

「こころの電話相談」等により、新型コロナウイルス感染症の患者や、コロナに対応している医療、福祉従事者の相談支援を行います。

② 高齢者に対する相談支援体制

【現状】

- ・ 令和7（2025）年には全国で認知症の人が約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると見込まれており、認知症の人への対応は喫緊の課題となっています。
- ・ こうした中、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族等に対する支援を充実するための取組みを行っています。

【課題】

- ・ 認知症の人が、地域において尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるよう、相談体制の充実や認知症に対する地域の方々の理解と協力等、地域全体で認知症の人と家族を支援する体制を構築していくことが必要です。

【施策】

◇ 「かながわ認知症コールセンター」の運営

認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった、認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会等の取組みを行います。

◇ 老人クラブによる友愛訪問

老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行うなどの友愛訪問活動を実施します。

また、県は、老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

③ 性的マイノリティに対する相談支援体制

【現状】

- ・ 性的マイノリティ（LGBT等）は日本の人口の 8.9%を占めると言われます。しかし、性的マイノリティについて授業で学んだ経験があると回答した生徒は半数以下に留まり、多くの人が性的マイノリティについての正しい知識を得る機会がないまま大人になってしまいます。こうした現状は、性的マイノリティの 10 代の約半数が自殺を考えるとという深刻な事態を招いており、政府の「令和 4 年度版自殺対策白書」等にも懸念が示されています。
- ・ また、正しい知識の不足による周囲の無理解や偏見により、学校で何かしらの困りごとを経験した性的マイノリティは 70%にも及ぶという調査があります。しかし、教職員の約 1 割しか性的マイノリティについて学ぶ機会がないことや、保護者または教職員へ相談できると回答した性的マイノリティの子どもや若者がそれぞれ 10%未満であることから、性的マイノリティの子どもは支援者を得づらい現状があると考えられます。
- ・ 厚生労働省が行う 24 時間無料電話相談である「よりそいホットライン」の「セクシュアルマイノリティライン」は、年間 112,164 件の電話があり、その約半数は 10～30 代であることから、性的マイノリティの子ども・若者に対する相談支援の必要性がうかがえます。
- ・ 「よりそいホットライン」の発信地の全相談件数における 7.4%が神奈川県内からを占め、全都道府県内で 4 位であるとのことから、性的マイノリティに関する相談も同様に高い水準であると考えられます。しかし、県内における相談支援、自立支援、就労支援施設における性的マイノリティの研修機会は少なく、性的マイノリティの相談者が適切な支援を受けづらい現状があります。
- ・ こうしたことから、性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成支援事業を実施しています。

【課題】

- ・ 精神疾患、自死概念等においてハイリスク層である LGBT について、県内における相談支援、自立支援、就労支援施設職員が知る必要があります。
- ・ LGBT の子どもが県内支援機関で適切な支援を受けられる基盤を整える必要があります。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

【施策】

◇ 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】

NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対して、LGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。

◇ 性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業【再掲】

性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。

◇ かながわ SOGI 派遣相談【再掲】

性的マイノリティ当事者及びその家族、支援者の依頼に応じ、専門相談員を派遣して個別専門相談を実施します。

◇ 男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」）

「かならいん」に開設している「男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル」では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性及び LGBTs 被害者の方からの相談を専門相談員が受けています。

なお、女性相談員の対応する「かならいん」でも、性別を問わず、性被害にあわれた方からの相談を受けています。

④ 生活困窮者に対する相談支援体制

【現状】

- ・ 求職者のうち、生活困窮に陥っている方については、就職活動に先んじて生活基盤を整える必要があります。また、貸付制度等の制度は各種あるものの、どこに相談してよいか分からない求職者もいます。こうした背景を踏まえ、生活困窮に陥っている就職希望者を対象とした生活支援相談窓口を設置しています。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から生活困窮者自立相談支援事業を開始しました。市部は各市が所管、町村部は県が所管しており、県においては社会福祉法人に自立相談支援事業を委託実施しています。
- ・ 県市は、生活困窮者自立支援制度主管会議等にて情報共有、連携を図っています。

【課題】

- ・ 生活支援相談では、各種支援制度の情報提供にとどまり、相談者は支援制度を利用するために、改めて各制度の窓口で相談に行く必要があります。生活困窮に陥っている方の利便性や、負担軽減という側面には課題があります。
- ・ 町村における相談窓口(自立相談支援機関)のさらなる周知が必要です。

【施策】

◇ 生活困窮者自立促進支援事業

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。

◇ ワンストップ支援推進事業

生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

◇ 求職者に対する生活支援相談

シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。

⑤ 子ども・若者に対する相談支援体制（ひきこもり支援）

【現状】

- ・ 県内の不登校・ひきこもり^{※1}・非行等の困難を有する子ども・若者やその家族への相談に対応する必要があります。
- ・ また、中高年世代など広くひきこもり等に悩む当事者やその家族への相談に対応するため、令和4年6月にはひきこもり専用相談電話を開設しました。
- ・ 保健福祉事務所・センターにおいては、こころの病気かどうかについて、精神保健福祉相談や保健師、福祉職による電話や来所による相談を行っています。

【課題】

- ・ コロナ禍で懸念される孤独・孤立化といった子ども・若者への支援を行うとともに、いわゆる8050問題といわれるひきこもり当事者や家族の高齢化に伴い、より身近な市町村で支援を受けることができるよう相談窓口の市町村への移行を推進する必要があります。

【施策】

◇ かながわ子ども・若者総合相談事業

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。

※1 ひきこもり：単一の疾患や障害の概念ではなく「さまざまな要因によって社会的参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」とされています。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

⑥ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進

【現状】

- ・ 児童相談所の指導のもと、支援を要する児童の家庭に、児童の兄・姉に相当する世代を中心とした、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタルフレンド」という。)を派遣しています。

【課題】

- ・ 児童相談所の指導のもと派遣する児童の兄・姉世代であるメンタルフレンドは、重要な社会資源であり、ひきこもり・不登校の他、様々な問題を抱える児童の支援として引き続き実施していくことが必要です。

【施策】

◇ ふれあい心の友訪問援助事業

ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを引き続き進めます。

(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化

【現状】

- ・ 児童・生徒の自殺の未然防止のため、教職員間だけでなく、教職員以外の立場で児童・生徒に関わるスクールカウンセラー等との連携を図り、チームとしての支援を推進しています。
- ・ スクールカウンセラーは臨床心理士等の心理の専門家であり、心の悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して、専門的な相談や助言を行っています。
- ・ スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する知識や技術を有する専門家であり、課題を抱えた児童・生徒が置かれる家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行っています。
- ・ スクールメンターは、学校生活の様々な機会に生徒と積極的に関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行うことを目的として、県立高校 20 校に配置しています。

【課題】

- ・ 児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化しており、表面化しない場合もあります。児童・生徒からの様々なサインに気づき、自殺の未然防止となるよう一層の教育相談体制の充実をめざす必要があります。
- ・ 児童・生徒の課題や問題が、多様化・複雑化する中で、様々な課題を解決するためには、学校はより一層、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との効果的な連携による支援を推進する必要があります。

【施策】

◇ 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置

県立高等学校等では、心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組めます。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

◇ 県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの生徒等に対応できるように取り組みます。

◇ 県立高等学校へのスクールメンター配置

学校生活の様々な機会で、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。

◇ 県立学校への自殺予防の啓発

県教育委員会が作成した自殺予防に向けた教職員向けの指導資料「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック(改訂版)」の活用を図るとともに、教職員向けのゲートキーパー研修を各学校で実施し、自殺予防に対する意識啓発を図ります。

◇ 公立中学校へのスクールカウンセラー配置

小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応します。

◇ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。

◇ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置

県内私立学校においても、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組みます。

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化

【現状】

- ・ 県の20歳未満の自殺者数は横ばい状態が続いています。
- ・ 児童・生徒の自殺の未然防止のため、県立高等学校8校を推進校に指定し、教職員だけでなく地域の行政機関、医療機関、NPO等と連携した取組を推進しています。

【課題】

- ・ 児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化し、教職員だけでは対応が難しい場合があります。特に精神疾患等による自殺のリスクがある生徒には、支援についての専門的知識を持つ地域の行政機関や医療機関、NPO等との効果的な連携をさらに推進する必要があります。

【施策】

◇ 地域連携による高校生のこころサポート事業^{※1}

本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。

※1 地域連携による高校生のこころのサポート事業：高等学校が地域の関係機関と連携し、安定した学校生活を支援するため、生徒のこころのサポートや自殺予防を推進します。

③ 児童・生徒の自殺防止のため教職員の資質向上を図る研修の実施

【現状】

- ・ 県の10歳代、20歳代の自殺者数は、横ばい状態が続いています。
- ・ 県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を行っています。

【課題】

- ・ 児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化し、表面化しない場合もあります。児童・生徒からの様々なサインに気付き、自殺の未然防止となるよう教職員における子どものSOSを受けとめる力の向上やゲートキーパーについての理解等、資質向上を図る研修を実施する必要があります。

【施策】

◇ 県内公立学校への自殺予防の啓発【再掲】

県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に、引き続き研修を実施するとともに、県内公立学校の初任者及び教育相談コーディネーターを対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。

◇ 県内私立学校への自殺予防の啓発【再掲】

県内私立学校においても、学校保健関係職員を対象とした研修を実施し、自殺予防に関する意識啓発を図ります。

④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備

【現状】

- ・ 平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)が施行されたことに伴い、法第10条第1項に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、神奈川県教育委員会に属する教職員が適切に対応するため、「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。
- ・ 教育委員会では、本対応要領に基づき、職員による障がいや理由とする差別に関する障がい者及びその家族、その他の関係者からの相談を受けるため、相談窓口を設置しています。

【課題】

- ・ 平成28年に施行された法に基づき設置された相談窓口であるため、学校の教職員や児童・生徒及びその保護者に対し、窓口の周知を図っていく必要がある。

【施策】

◇ 障がいや理由とする差別に関する相談の受付

障害者差別解消法に係る相談窓口を設置し、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールにより相談を受け付けます。相談内容については関係する課又は所に対応します。

◇ 障がいや理由とする差別に関する相談窓口の周知

県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載し、児童・生徒への周知を図ります。

(4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進

① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備

【現状】

- ・ 災害時、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害によるストレス等により、新たに精神的問題が生じることがあります。
- ・ 県では、このような場合に、被災地域の精神保健医療のニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うために、災害派遣精神医療チーム「かながわD P A T」^{※1}を整備しています。

【課題】

- ・ 災害の規模や程度に応じた被災者への専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行うために、D P A Tの体制整備の推進を図ることが必要です。
- ・ かながわD P A Tの構成員が現場において迅速にかつ適切に対応できるように人材を育成することが必要です。そのために、平常時から実践的な訓練を行い、災害時における対応力の充実強化を図ることが必要です。

【施策】

◇ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）体制整備事業

災害、犯罪被害、事故等の緊急時において専門的なこころのケアに関わる対応が円滑に行われるよう、運営委員会の開催や研修会の実施により、体制を整備します。

※1 D P A T：「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略であり、都道府県と政令指定都市が、被災地に継続して派遣する災害派遣精神医療チームのことで、精神科医師、看護師、調整員で構成されている。